



平成 25 年 8 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社 旅籠屋  
代 表 者 名 代表取締役社長 甲斐 真  
( 銘 柄 コー ド ・ 4807 )  
問 合 せ 先  
役 職 ・ 氏 名 取締役総務部長 小島 裕生  
電 話 03-3847-8858

## 定款の一部変更のお知らせ

平成25年8月8日開催の取締役会におきまして、下記のとおり定款の一部変更について平成25年9月13日開催予定の当社第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

当社が経営および運営する「ファミリーロッジ旅籠屋」各店舗の法定定期点検をする際、有資格者が行うことが条件となります。これまで、当該業務を社外に依頼しておりましたが、今後は当社の一級建築士資格を所有する社員が行うこととします。そのためには、当社が建築士事務所登録を行う必要があり、その登録申請のために、定款の事業目的に「建築物の設計・工事監理」等の記載を追加するものです。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。なお変更部分は下線で示しております。

現 行	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ホテル等の宿泊施設の経営 2. ホテル等の宿泊施設に関する企画立案、運営指導および運営受託 3. ホテル等の宿泊施設の建設に関する建材・部材などの販売 4. ホテル等の宿泊施設に関する家具・備品・用品などの販売 5. 不動産の売買・賃貸借およびその仲介 <u>6. 損害保険代理業</u> 7. 前各号に付帯する一切の業務	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ホテル等の宿泊施設の経営 2. ホテル等の宿泊施設に関する企画立案、運営指導および運営受託 3. ホテル等の宿泊施設の建設に関する建材・部材などの販売 4. ホテル等の宿泊施設に関する家具・備品・用品などの販売 5. 不動産の売買・賃貸借およびその仲介 <u>6. 建築物の設計・工事監理</u> <u>7. 損害保険代理業</u> 8. 前各号に付帯する一切の業務

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年9月13日（金曜日）

定款変更の効力発生日 平成25年9月13日（金曜日）

以 上